

# 第7期

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2018年6月22日（金曜日）午前10時

### 開催場所

大阪市西区靱本町一丁目8番4号  
大阪科学技術センター8階「大ホール」

■ 第7期定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	4
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	吸収分割契約承認の件
第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第5号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
■ 添付書類	
事業報告……………	26
連結計算書類……………	40
計算書類……………	42
監査報告書……………	44



サノヤスホールディングス株式会社

証券コード 7022

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号  
サノヤホールディングス株式会社  
取締役社長 上 田 孝

## 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、次頁4.のご案内に従って2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区靱本町一丁目8番4号  
大阪科学技術センター 8階「大ホール」  
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項 1. 第7期（2017年4月1日から  
2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第7期（2017年4月1日から  
2018年3月31日まで）計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 吸収分割契約承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以上

#### 〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 〈お知らせ〉

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知添付書類への記載に代えて、当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）に掲載しております。

- (1) 事業報告の「新株予約権に関する事項」
- (2) 事業報告の「株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項」
- (3) 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- (4) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- (5) 連結計算書類の「連結注記表」
- (6) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (7) 計算書類の「個別注記表」

(注) 添付しております事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であります。また、添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）において掲載することによりお知らせいたします。

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって、複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2)その他のご照会は、下記のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 剰余金の処分に関する事項

当社は当期、繰越利益剰余金の欠損として、1,717,514,840円を計上しており、この欠損を補填し早期に財務体質の健全化を図るため、次のとおり、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に充当することについてご承認をお願いしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,717,514,840円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,717,514,840円

##### 2. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

安定的な配当の継続及び今後の事業展開並びに当期業績及び財務状況等を総合的に勘案し、第7期の期末配当は、その他資本剰余金を配当原資として、以下のとおりとさせていただきます。

##### (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額162,899,425円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月25日

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、造船以外の事業を一層強化することが経営安定化のための喫緊の課題と考え、陸上事業とレジャー事業をそれぞれ営む子会社グループを統合し、M&Tグループ（以下、「M&T G」といいます。）として再編するとともに、M&T Gを専ら統括・支援する会社として、2018年4月にサノヤSMTG株式会社（以下、「SMTG」といいます。）を設立しました。

さらに、M&T G各社の株式をSMTGに承継させ、M&T G各社をSMTGの直接子会社とすることがSMTGの役割と責任の明確化に繋がると判断し、2018年4月27日に、本件吸収分割に係る吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結しました。

今後、SMTGは、M&T G各社と課題を共有し、M&T G各社の技術開発、新製品開発、ITやシステム技術の導入等を含む、生産、販売、管理等すべての面における支援の強化、拡充を図り、収益力を一層高めることに注力してまいります。

以上の理由、目的により、本分割契約につきご承認をお願いしたいと存じます。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

本分割契約の内容は、次のとおりです。

#### 吸収分割契約書（写）

サノヤホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びサノヤSMTG株式会社（以下「乙」という。）は、甲の駐車装置、建設機械、遊戯機械、化粧品製造用乳化装置、産業用機械部品の製造販売及び各種設備工事業等を行う子会社に関する経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に基づき、その経営する事業のうち本件事業を分割して乙に承継させることとし、乙はこれを承継する。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割会社）  
商号：サノヤスホールディングス株式会社  
住所：大阪市北区中之島三丁目3番23号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）  
商号：サノヤスMTG株式会社  
住所：大阪市北区中之島三丁目3番23号

## 第3条（本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、承継対象権利義務の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、甲又は乙がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについては、協力して遅滞なくかかる手続を行わなければならない。この場合の登記、登録手続費用その他の費用については乙が負担するものとする。

## 第4条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して普通株式200株を新たに発行し、そのすべてを甲に交付する。

## 第5条（資本金及び準備金等）

本件吸収分割によって増加する乙の資本金及び準備金は、次のとおりとする。ただし、効力発生日における本件事業に関する資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：0円
- (2) 資本準備金：10,000,000円
- (3) 利益準備金：0円
- (4) その他資本剰余金：会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から第1号及び第2号に掲げる額を減じて得た額

## 第6条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2018年7月2日とする。ただし、本件吸収分割の手續の進行に応じて必要がある場合は、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

## 第7条（吸収分割契約の承認）

1. 甲は、会社法第783条第1項の規定により、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第795条第1項の規定により、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認を受けるものとする。

## 第8条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後においても、本件事業に関して乙に対して競業避止義務を負わない。

## 第9条（事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は生じることが確実と見込まれる場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

## 第10条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2018年4月27日

甲： 大阪市北区中之島三丁目3番23号  
サノヤスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 上田 孝 ⑩

乙： 大阪市北区中之島三丁目3番23号  
サノヤスMTG株式会社  
代表取締役社長 上田 孝 ⑩

(別紙)

## 承継権利義務明細

本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務については、法令又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。

## 1. 資産

関係会社株式

銘 柄	株 数
サノヤス建機株式会社	1,600,000
サノヤス・エンジニアリング株式会社	700
サノヤス精密工業株式会社	10,000
みづほ工業株式会社	90,000
山田工業株式会社	2,000,000
株式会社大鋳	60,000
サノヤス・ビジネスパートナー株式会社(※)	96,000
株式会社サノテック	1,600
サノヤス・ライド株式会社	32,600,000

(※)サノヤス・ビジネスパートナー株式会社は、2018年4月1日付でサノヤス建物株式会社を吸収合併している。

## 2. 承継する債務

なし

## 3. 労働契約

なし（ただし、甲の労働者が会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく異議を申し出た場合はこの限りでない。）

## 4. その他の権利義務

上記1. 資産に関する権利義務のすべて

以上

3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し普通株式200株を発行し、当社に対して当該株式のすべてを割り当て交付します。吸収分割承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割により当社に割り当て交付される株式の数によって当社と吸収分割承継会社の間の実質的な関係に差異を生ずるものではなく、吸収分割承継会社が発行する株式の数は、相当であると判断しております。

(2) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社についての事項

(i) 成立の日における貸借対照表

吸収分割承継会社は、2018年4月2日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	10	流動負債	—
現金及び預金	10	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		純資産の部	
		株主資本	10
		資本金	10
		純資産合計	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

(ii) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(iii) 成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社において、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

意思決定の迅速化と業務執行に対する取締役会の監督機能の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したく、会社の機関についての規定の変更、取締役及び取締役会に係る規定の変更、監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため取締役への権限委譲に係る規定の新設並びにその他条数の見直し及び字句等の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社に取締役12名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社に取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 12名以内を置く。</p> <p>② <u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>② 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定) 第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>③ <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約) 第23条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第24条 当会社に監査役3名以上を置く。</p>	<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定) 第22条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(業務執行の決定の委任) 第23条 取締役会は、その決議により、<u>重要な業務執行(法令が定めるところを除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約) 第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任) 第25条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(任 期) 第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会) 第27条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集) 第25条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(常勤監査役の選定) 第28条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員の選定) 第26条 <u>監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第29条 <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第6章 計 算 第30条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算 第27条～第30条 (現行どおり)</p>

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえだ たかし 上田 孝 (1952年7月25日生)	<p>2002年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 2005年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 2006年4月 同行常務執行役員 2007年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 2008年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）入社 副社長執行役員 2008年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年10月 当社代表取締役社長【現任】 2012年1月 サノヤス造船株式会社代表取締役社長【現任】 2018年4月 サノヤスMTG株式会社代表取締役社長【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役社長 サノヤスMTG株式会社 代表取締役社長</p> <p>（候補者とした理由） 長年にわたり当社取締役社長として経営を牽引しており、企業経営に関わる豊富な経験と実績を活かして、当社グループのさらなる発展に貢献できることが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	88,105株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	きた がわ おさむ 北 川 治 (1958年4月8日生)	2005年6月 株式会社三井住友銀行ときわ台法人営業部長 2006年10月 同行企業情報部上席推進役 2007年4月 同行企業情報部部長 2010年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）入社 経理部理事兼企画部理事 2011年4月 同社執行役員経理部副担当兼企画部経営戦略室長 2011年6月 同社取締役執行役員経理部副担当兼企画部経営戦略室長 2011年10月 当社取締役執行役員経理部副担当兼企画部副担当兼経営戦略室長 2012年6月 当社取締役常務執行役員企画部担当兼経理部副担当兼経営戦略室長 2013年4月 当社取締役常務執行役員企画部担当兼経理部副担当 2014年4月 当社取締役常務執行役員総合企画部担当兼経理部副担当兼陸上・レジャー・サービス事業グループ担当 2015年4月 当社取締役専務執行役員経理部担当兼企画部担当兼企画部長 2016年4月 当社取締役専務執行役員総務部担当兼法務部担当兼経理部担当兼システム企画部担当兼企画部副担当兼陸上グループ担当 2017年4月 当社代表取締役専務執行役員総務部担当兼法務部担当兼経理部担当兼財務部担当兼ものづくり・安全推進部担当兼陸上グループ担当兼システム企画部副担当 2018年4月 当社代表取締役専務執行役員総務部担当兼法務部担当兼経理部担当兼財務部担当兼企画部担当兼システム企画部担当【現任】 2018年4月 サノヤス造船株式会社代表取締役専務取締役経理部担当兼財務部担当兼システム企画部担当【現任】 2018年4月 サノヤスMTG株式会社代表取締役専務取締役社長補佐（総括）【現任】  （重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役 サノヤスMTG株式会社 代表取締役  （候補者とした理由） 経理、経営企画等の業務や経営に携わっており、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。	17,586株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>やま もと しゅう へい 山 本 周 平 (1951年10月3日生)</p>	<p>1974年4月 佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ライド株式会社)入社                  2001年4月 同社水島製造所設計室船舶設計部部長                  2004年6月 同社水島製造所設計室船舶設計部部長                  2007年6月 同社執行役員水島製造所副所長兼設計室長                  2008年4月 同社執行役員船舶鉄構事業本部船舶事業部長兼新造船営業部長                  2010年4月 同社執行役員船舶営業本部副部長兼新造船営業部長                  2011年4月 同社常務執行役員船舶技術本部長                  2011年10月 サノヤス造船株式会社取締役                  2012年1月 同社取締役常務執行役員技術開発本部長                  2012年6月 当社取締役                  2014年4月 当社取締役専務執行役員経営革新プロジェクト担当                  2015年4月 当社取締役専務執行役員企画部副担当                  2016年4月 当社取締役専務執行役員企画部担当兼レジャーグループ担当                  2017年4月 当社代表取締役専務執行役員企画部担当兼システム企画部担当兼レジャーグループ担当                  2018年4月 当社取締役【現任】                  2018年4月 サノヤス造船株式会社代表取締役専務取締役社長補佐(水島駐在)【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況)                  サノヤス造船株式会社 代表取締役</p> <p>(候補者とした理由)                  多角的な事業を行う当社において様々な業務に携わっており、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	25,204株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	くらもち たかよし 倉持 貴好 (1952年7月26日生)	2005年4月 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社製造本部設計部部長 2007年6月 同社営業開発本部プロセスオーナー 2013年3月 サノヤス造船株式会社入社 執行役員技術開発本部副本部長兼設計本部副本部長 2013年10月 同社常務執行役員技術開発本部副本部長兼設計本部副本部長 2014年4月 同社常務執行役員技術本部長 2014年6月 当社取締役【現任】 2017年4月 サノヤス造船株式会社代表取締役専務取締役技術本部長【現任】  (重要な兼職の状況) サノヤス造船株式会社 代表取締役  (候補者とした理由) 造船事業の設計・技術開発に長年携わっており、その豊富な経験と実績をもとに経営方針の決定や業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	24,934株
5	まつもと ひろゆき 松本 裕之 (1954年6月2日生)	1975年4月 佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ライド株式会社)入社 2007年6月 同社水島製造所工作部長 2010年4月 同社水島製造所管理部長 2011年4月 同社執行役員水島製造所管理部長 2011年6月 同社執行役員水島製造所副所長兼管理部長 2012年1月 サノヤス造船株式会社執行役員水島製造所副所長兼管理部長  2013年10月 同社執行役員水島製造所副所長兼工作部長 2014年4月 当社執行役員総合企画部副担当(造船) 2014年4月 サノヤス造船株式会社執行役員水島製造所副所長 2015年4月 同社常務執行役員製造本部水島製造所長兼品質保証部長 2015年6月 当社取締役 2017年4月 当社取締役常務執行役員人事部担当 2018年4月 当社取締役専務執行役員人事部担当【現任】 2018年4月 サノヤス造船株式会社専務取締役製造本部長兼大阪製造所長兼人事部担当【現任】  (候補者とした理由) 造船事業の製造に長年携わるとともに、当社グループの主力工場の組織運営を統括する立場を担ってきており、その豊富な経験と実績をもとに経営方針の決定や業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	12,361株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>わた なべ よし のり 渡 邊 義 則 (1957年4月29日生)</p>	<p>1982年4月 住友重機械工業株式会社入社 2006年9月 株式会社セブンオーシャンズ入社 2011年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）入社 船舶営業本部新造船営業部専任部長 2012年1月 サノヤス造船株式会社船舶営業本部新造船営業部専任部長「水島駐在」 2013年4月 同社船舶営業本部新造船営業部長 2014年4月 当社執行役員東京支社長兼東京支社総務部長 2015年4月 当社常務執行役員東京支社長兼東京支社総務部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京支社長兼東京支社総務部長 2018年4月 当社取締役【現任】 2018年4月 サノヤス造船株式会社専務取締役船舶営業本部長兼東京支社長兼東京支社総務部長【現任】</p> <p>(候補者とした理由) 造船事業の営業に長年携わっており、その豊富な経験と実績をもとに経営方針の決定や業務執行の監督に参画することにより、当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	7,474株
7	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> さぎ の しん 鷺 野 伸 (1960年10月30日生)</p>	<p>2009年10月 株式会社三井住友銀行ユニバーサル・バンキング営業部（大阪）部付部長 2011年4月 同行法人業務推進部上席推進役 2012年4月 同行(大阪) 上席調査役（SMB C日興証券株式会社出向） 2014年6月 当社入社 総合企画部長 2015年4月 サノヤス造船株式会社執行役員企画部長兼製造本部管理部長 2017年4月 当社常務執行役員財務部副担当 2017年4月 サノヤス造船株式会社常務取締役企画部担当兼企画部長兼製造本部副本部長（管理部担当）兼財務部副担当 2018年4月 当社常務執行役員企画部副担当【現任】 2018年4月 サノヤス造船株式会社常務取締役企画部担当【現任】</p> <p>(候補者とした理由) 企画、管理等の業務に携わっており、その経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>	2,047株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">たに ぐち てつ ろう 谷 口 哲 郎 (1950年10月5日生)</p>	<p>1996年1月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）姫路支店長 1998年4月 同行関連事業部長 2002年12月 同行関連事業部長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループグループ事業部長 2003年6月 同行常任監査役 2004年6月 SMBCファイナンスサービス株式会社代表取締役社長 2006年4月 銀泉株式会社非常勤監査役 2006年5月 株式会社レナウン常勤監査役 2009年5月 東西建築サービス株式会社代表取締役社長 2014年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>（候補者とした理由） 企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	2,424株
9	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">もり しげ お 森 薫 生 (1954年9月26日生)</p>	<p>1982年4月 弁護士登録（現在に至る） 1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 1999年4月 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） 2005年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）仮監査役 2005年6月 同社社外監査役 2011年10月 当社社外監査役 2011年10月 サノヤス造船株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） 高麗橋中央法律事務所 所長（弁護士） 株式会社関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役</p> <p>（候補者とした理由） 弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	11,634株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div> <p style="text-align: center;">みなみ ち え こ 南 知 恵 子 (1960年9月17日生)</p>	<p>1988年6月 米国ミシガン州立大学大学院コミュニケーション学科修士課程修了</p> <p>1992年3月 神戸大学大学院経営学研究科博士課程前期課程修了</p> <p>1993年3月 神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程退学</p> <p>2004年4月 神戸大学大学院経営学研究科 教授【博士(商学)】(現在に至る)</p> <p>2017年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) 神戸大学大学院経営学研究科 教授</p> <p>(候補者とした理由) 大学教授としての専門的な知識と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	818株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 谷口哲郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。
5. 南 知恵子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
7. 谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
8. 南 知恵子氏は職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は西岡知恵子氏であります。
9. 所有する当社株式の数には、2018年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

### 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>新任</b></p> <p>まつ だ たけ ろう 松 田 武 郎 (1956年12月22日生)</p>	<p>1980年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2001年4月 同行事務統括部副部長 2002年10月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）業務部部長 2006年10月 同社商品統括部長 2007年4月 同社総務事務部長 2008年4月 プライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社（現SMMオートファイナンス株式会社）取締役専務執行役員 2015年6月 当社常勤監査役【現任】 2015年6月 サノヤス造船株式会社監査役【現任】</p> <p>（候補者とした理由） 当社の常勤監査役を務め、当社の事業運営に関する識見をもとに、監査において必要な情報収集や取締役等の職務執行の監査を行っており、監査等委員としても職務の適切な遂行が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>	2,506株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </p> <p style="text-align: center;">                     なか お まこと                      中 尾 誠                      (1953年3月14日生)                 </p>	<p>                         1977年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行                          1998年1月 同行大正区支店長                          1999年4月 同行法務部長                          2003年6月 同行京都法人営業第一部長                          2004年4月 同行執行役員事務統括部長                          2005年6月 同行執行役員個人業務部長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループコンシューマービジネス統括部長                          2007年4月 同行常務執行役員                          2008年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長                          2013年6月 同社代表取締役会長                          2015年6月 当社社外監査役【現任】                     </p> <p>（候補者とした理由）                      役員を歴任し、会社経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、当社の監査役として独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、監査等委員としても経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>	3,762株
3	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </p> <p style="text-align: center;">                     やま だ しげ よし                      山 田 茂 善                      (1954年10月12日生)                 </p>	<p>                         1982年9月 デロイト・ハスキングス&amp;セルズ公認会計士事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所                          1986年8月 監査法人中央会計事務所（旧みずほ監査法人）入所                          1987年8月 公認会計士登録（現在に至る）                          1988年8月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）大阪事務所入所                          1992年7月 同法人代表社員                          2007年7月 同法人大阪事務所長                          2014年7月 同法人総括代表社員CEO【現任】                          2015年6月 当社社外監査役【現任】                     </p> <p>（重要な兼職の状況）                      太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO</p> <p>（候補者とした理由）                      公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、当社の監査役として独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、監査等委員としても経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>	3,762株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 中尾 誠、山田茂善の両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、中尾 誠、山田茂善の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、同契約をあらためて締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
5. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
6. 所有する当社株式の数には、2018年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内としてご承認いただき、また当該報酬額の範囲内で、2016年6月23日開催の第5期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただいております。

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とすること、また、この報酬額の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについてご承認をお願いしたいと存じます。ただし、この報酬額には、現行どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとします。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決され効力が発生いたしますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決され効力が発生いたしますと、監査等委員である取締役は3名となります。

## 第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
もり しげ お 森 薫 生 (1954年9月26日生)	<p>1982年4月 弁護士登録（現在に至る） 1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 1999年4月 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） 2005年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）仮監査役 2005年6月 同社社外監査役 2011年10月 当社社外監査役 2011年10月 サノヤス造船株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） 高麗橋中央法律事務所 所長（弁護士） 株式会社関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役</p> <p>（候補者とした理由） 当社の社外取締役として当社の事業に精通しており、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p>	11,634株

- (注) 1. 森 薫生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 森 薫生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。  
4. 森 薫生氏は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決され効力が発生いたしますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。  
5. 当社は、森 薫生氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、森 薫生氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。  
6. 森 薫生氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。森 薫生氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

以上

# 事業報告

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、米国では雇用情勢の改善が続き景気は堅調さを維持しており、欧州でも緩やかな回復が続きました。中国では輸出が堅調に推移しましたが、米中通商関係の先行きが懸念される動きも出ています。また、わが国経済は、世界経済の回復による輸出の増加と雇用環境の改善を背景に、年度末にかけて円高が進行したものの、穏やかな回復基調を維持しました。

一方、当社グループを取り巻く事業環境は、造船事業においては船腹及び建造設備の過剰という構造が依然として継続し、厳しい状況が続きました。主力製品であるバルクキャリアーの海運市況に目を向けると、用船料は船型によりばらつきはあるものの僅かながらも回復基調にあり、さらなる回復への期待は高まってきてはいますが、新造船の需要喚起には及ばず、造船市況は十分な回復には至っていない状況にあります。

このような状況下、当社は、NOx排出3次規制やH-CSR（新共通構造規則）等の新規規則に適合し燃費性能を向上させた82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアーに加え、同規則に適合しクラス最大級の積載量を誇る64千重量トン型スプラマックス・バルクキャリアーを新たに開発し、営業活動を展開しました。また、一般商船の受注環境が依然として厳しい中で、前期に受注したカーフェリーに続き特殊船や作業船等の営業にも注力し、船種の多様化にも取り組んだほか、引合いが増加している船用LNG燃料供給システムの販売拡大に努めました。さらに、前期より水島製造所と大阪製造所において老朽設備の更新や省力化設備の導入を進めており、当期は水島製造所においてジブクレーンの更新等を行いました。

陸上事業については、底堅い内外需を背景に半導体産業及び自動車産業向け精密機械加工、さらに建設向け機械需要が堅調に推移しました。また、ボラード（テロ対策用車止め装置）が昨今の世界各地でのテロ事件増加の影響から注目されており、販路拡大に注力しました。2017年4月1日にはグループ会社3社の統合により、先述の半導体産業及び自動車産業向け精密機械加工を手掛けるサノヤス精密工業株式会社が事業を開始しました。

レジャー事業については、遊戯機械の部品販売や修繕及び遊園地運営が好調でした。一方、開業以来赤字の続いていた「ポケモンEXPOジム」（大阪府吹田市）の営業を、2017年9月24日をもって終了しました。また、豪州観覧車において、今後の収益性を評価し直し、固定資産の減損損失1,147百万円を特別損失に計上しました。

これらの結果、当期の業績は、売上高は前期比5,608百万円(10.6%)減少の47,455百万円、営業損失は3,160百万円(前期は904百万円の営業利益)、経常損失は3,145百万円(前期は863百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は4,260百万円(前期は2,446百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

また、これまで陸上事業及びレジャー事業を当社グループの「第2のコアビジネス」として位置付け、事業の多角化に取り組んでまいりましたが、これを一層強化することがグループ全体の経営安定化のための喫緊の課題と考え、陸上事業・レジャー事業を営む2つの子会社グループを2018年4月2日に統合し、M & Tグループ(Machinery & Technology Group)として再編するとともに、同グループを統括・支援する会社としてサノヤスMTG株式会社を同日に設立しました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。なお、区分別の営業利益及び営業損失は配賦不能営業費用控除前及び事業間取引消去前のものであります。

### ・造船事業

造船事業においては、需給の飽和状態が恒常化し、依然として船価の回復が見られない中で受注活動に努めた結果、82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアー1隻、60千重量トン型スプラマックス・バルクキャリアー1隻の計2隻を受注しました。一方、新造船の引渡しは、60千重量トン型スプラマックス・バルクキャリアー4隻、82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアー4隻、89千重量トン型ポストパナマックス・バルクキャリアー1隻の計9隻となりましたので、受注残高は16隻となりました。新造船の受注については、船価が低迷する状況下で市況動向を見極めながら臨機応変に対応することを優先し、受注残高を約3年分確保するとしていた営業方針を、約2.5年分の確保に改めました。また、新造船事業を補完すべく取り組んできたマリン・修繕船については、修繕船の他、LPG船用タンクの製造等が順調に進捗しています。この結果、新造船、マリン・修繕船及びプラントを含めた造船事業全体の受注残高は、工事進行基準による金額にして39,006百万円となりました。

造船事業の売上高は、前期比5,413百万円(15.6%)減少の29,271百万円となりました。また、前期末から円高が進んだこと及び鋼材が高騰したことを主因として、既受注船の採算が悪化したことにより、営業損失は3,463百万円(前期は938百万円の営業利益)となりました。

## ・陸上事業

陸上事業においては、国内の設備投資が堅調に推移する中、特に半導体産業及び自動車産業向けの精密機械加工と建設向け工事用エレベーターの販売が好調であったこと等に加え、顧客ニーズに即した受注活動に努めました。その結果、受注残高は2,587百万円(92.9%)増加の5,371百万円となりました。売上高は、前期比341百万円(2.5%)増加の14,238百万円、営業利益は前期比171百万円(13.5%)減少の1,098百万円となりました。

## ・レジャー事業

レジャー事業においては、国内への遊戯機械の部品販売や修繕及び遊園地運営が好調でした。さらに国内遊園地の投資意欲好転をとらえたことにより、受注残高は前期比672百万円(351.6%)増加の864百万円となりました。売上高は、前述の「ポケモンEXPOジム」の営業終了を主因に、前期比536百万円(12.0%)減少の3,945百万円、営業損益は、「ポケモンEXPOジム」終了により赤字幅が縮小しましたが、豪州観覧車の赤字が続いていることもあり、82百万円の営業損失(前期は632百万円の営業損失)となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
造 船 事 業	9,870	29,271	39,006
陸 上 事 業	11,215	14,238	5,371
レジャー事業	1,738	3,945	864
計	22,824	47,455	45,241

(注) 陸上事業における機械レンタルとレジャー事業における遊園地施設の運営管理受託に関しましては、受注高及び受注残高に含めておりません。

## 2. 設備投資の状況

当期において、重要なものはありません。

## 3. 資金調達の状況

当社の全額出資子会社であるサノヤス造船株式会社は、複数の金融機関との間でサノヤス造船株式会社を借入人、当社を保証人とするシンジケートローン契約を締結しており、2018年3月31日時点で当社及びサノヤス造船株式会社において、純資産の維持に関する財務制限条項に抵触いたしました。しかしながら、当社グループは、従前から取引金融機関との継続的な取引関係を構築しており、今回も当社グループの状況を詳細に説明して現状を認識いただいた結果、全参加金融機関から当該条項にかかる期限の利益喪失につき権利を行使しないことについての合意を得ましたので、当該契約が継続されることが確定しました。従いまして、当社グループとしては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### 4. 対処すべき課題

世界経済は、米国の地力のある経済成長に牽引される形で相応の景況感を維持していくものと見られますが、一方で欧州では英国のEU離脱問題を抱え、米国では通商政策の保護主義色の強まりに対する懸念が発生しています。また、朝鮮半島や中東をはじめとする地政学的リスクのため、その先行きは予断を許しません。わが国経済は、企業の設備投資は堅調に推移し、雇用環境の良好さを背景に景気改善の流れが継続するものと思われませんが、今後の円高や米国の通商政策に対する懸念が払拭できず、先行きに不透明感が残ると言わざるを得ない環境にあります。

当社グループを取り巻く事業環境は、造船事業においては、バルクキャリアーの本格的な市況回復までには今しばらく時間を要し、新造船は引き続き難しい舵取りを強いられると見込まれます。加えて改修船やLPG船用タンク製造等で構成するマリン・修繕船の市場動向も注視していく必要があります。一方、M&T事業（従来の「陸上事業」と「レジャー事業」を2018年4月2日統合）の主要市場である国内の景気改善の流れは継続すると予想しております。

このような環境下、当社グループでは、造船事業においては、約2.5年分の受注残高を確保すべく、開発済の新環境規制適合船等の受注活動を行う一方、設計から建造工程に至るまで様々な切り口から原価低減の取り組みを強化します。また、作業船等の新造を含めた改修船やLPG船用タンク等のマリン案件の受注に注力します。

M&T事業においては、中間持株会社のサノヤスMTG株式会社が、M&Tグループ各社の技術開発、新製品開発、IT・システム技術の導入を含む生産、販売、管理等、すべての面において支援を強化・拡充することにより、成長・拡大を目指します。

最も重要な経営資源である人財に関しては、世代別強化と経営管理層の後継者育成を継続的に行い、メーカーとしての根幹である技術伝承にも積極的に取り組んでまいります。また、事業の枠を超えたグループ会社間での人財の有効活用を進めてまいります。

生産過程をはじめ各職場での安全の確保は事業を進めていくための大前提であり、災害への備えを含めて、精力的な取り組みを行ってまいります。

鋼材をはじめとする資機材調達コストの低減は大きな経営課題であり、安定調達を大前提として、調達先の新規開拓あるいは絞り込みによりコスト削減を図ってまいります。

今後とも当社グループは、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とIR活動の推進に努めるとともに、経営資源の最適配分と効率経営を徹底することにより業績の改善、財務体質の強化を推し進め、企業価値を向上させることで株主の皆様のご負託にお応えできるよう、グループ一丸となり努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況

区 分	第4期 (2015年3月期)	第5期 (2016年3月期)	第6期 (2017年3月期)	第7期<当期> (2018年3月期)
受 注 高(百万円)	54,585	39,864	29,888	22,824
売 上 高(百万円)	48,706	53,347	53,064	47,455
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	2,189	1,748	863	△3,145
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(百万円)	1,738	204	△2,446	△4,260
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	53円36銭	6円29銭	△75円11銭	△130円77銭
純 資 産(百万円)	18,152	18,954	17,349	13,446
総 資 産(百万円)	68,160	70,891	70,562	67,647

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サノヤス造船株式会社	百万円 2,000	100.0%	各種船舶の建造及び修理並びに各種タンクの設計及び施工
サノヤス建機株式会社	80	100.0	建設工事用エレベーターの製造及びレンタル
サノヤス・エンジニアリング株式会社	35	100.0	機械式駐車装置の製造及び保守点検
サノヤス精密工業株式会社	60	100.0	農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立
みづほ工業株式会社	60	100.0	化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造
山田工業株式会社	100	100.0	空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検
株式会社大鑄	30	100.0	ショットブラストマシンの製造
サノヤス・ビジネスパートナー株式会社	50	100.0	鋼材及びその他船用資材の売買、警備保障業務
株式会社サノテック	80	100.0	ソフトウェアの開発及び計算、情報処理業務の受託
サノヤス建物株式会社	100	100.0	不動産管理、保険代理業
サノヤス・ライド株式会社	200	100.0	遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営
サノヤス・ライドサービス株式会社	80	100.0	遊園地施設の運営管理の受託
サノヤス・インタラクショonz株式会社	10	100.0	レジャー施設、飲食店及び物販店の運営管理
FL CLOVER MARITIME S.A.	千米ドル 10	100.0	船舶の保有
美之賀機械(無錫)有限公司	千人民元 3,266	100.0	化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd	千豪州ドル 66,532	100.0	観覧車及び付随施設の所有、運営

(注) 1. 当社の議決権比率は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。

2. 2017年4月1日、加藤精機株式会社及びケーエス・サノヤス株式会社は、吸収合併によりサノヤス精密工業株式会社はその権利義務の全部を承継させ解散いたしました。同日付でサノヤス精密工業株式会社は資本金を10百万円から60百万円に増資いたしました。

3. 2017年4月1日、簡易株式交換によりサノヤス建物株式会社の発行済株式を追加取得し、当社の保有する同社の議決権比率は100%となりました。

4. 2017年9月29日、サノヤス・インタラクショonz株式会社は、資本金を1,035百万円に増資し、同12月8日、資本金を10百万円に減資いたしました。

5. 2018年4月1日、サノヤス建物株式会社は、吸収合併によりサノヤス・ビジネスパートナー株式会社はその権利義務の全部を承継させ解散いたしました。

6. 2018年4月2日、サノヤスMTG株式会社を設立いたしました。同社の資本金は10百万円であり、当社の議決権比率は100%です。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サノヤス造船株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	5,613百万円	23,033百万円
サノヤス・ライド株式会社	大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号	4,985百万円	23,033百万円

## 7. 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

区分	主要営業品目
造船事業	各種船舶の建造及び修理 各種タンクの設計及び施工
陸上事業	建設工事用エレベーターの製造及びレンタル 機械式駐車装置の製造及び保守点検 農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立 化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造 空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検 ショットプラストマシンの製造 鋼材及びその他船用資材の売買、警備保障業務 ソフトウェアの開発及び計算、情報処理業務の受託 不動産管理、保険代理業
レジャー事業	遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営 遊園地施設の運営管理の受託

## 8. 主要な営業所及び工場

当 社	[本 社] [支 社]	大阪市北区中之島三丁目3番23号 東京支社（東京都千代田区）、東京中央支社（東京都中央区）
サノヤス造船株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市北区 水島製造所（岡山県倉敷市）、大阪製造所（大阪市西成区）
サノヤス建機株式会社	[本 社] [工 場]	東京都中央区 東京テクノセンター（千葉県成田市）、広島工場（広島県東広島市）
サノヤス・エンジニアリング株式会社	[本 社]	大阪市住之江区
サノヤス精密工業株式会社	[本 社] [工 場]	兵庫県三田市 本社工場（兵庫県三田市）、大阪製造部（大阪府豊中市）、 甲府製造部（山梨県甲府市）、精機製造課（大阪府豊中市）
みづほ工業株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市西成区 本社工場（大阪市西成区）
山田工業株式会社	[本 社]	大阪市中央区
株式会社大 鋳	[本 社] [工 場]	大阪府高槻市 本社工場（大阪府高槻市）、宮崎工場（宮崎県日向市）
サノヤス・ビジネスパートナー株式会社	[本 社]	大阪市住之江区
株式会社サノテック	[本 社]	大阪市住之江区
サノヤス建物株式会社	[本 社]	大阪市北区
サノヤス・ライド株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市住之江区 三田工場（兵庫県三田市）、九州工場（熊本県玉名郡）
サノヤス・ライドサービス株式会社	[本 社]	大阪市住之江区
サノヤス・インタラクショーンズ株式会社	[本 社]	大阪市住之江区
FL CLOVER MARITIME S.A.	[本 社]	パナマ パナマ市
美之賀機械（无錫）有限公司	[本 社]	中国 江蘇省
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd	[本 社]	オーストラリア ビクトリア州

## 9. 従業員の状況

事業区分	従業員数
造船事業	569名
陸上事業	497名 [102名]
レジャー事業	262名 [244名]
全社(共通)	61名
合計	1,389名 [346名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	3,467
株式会社関西アーバン銀行	3,195
三井住友信託銀行株式会社	1,230
農林中央金庫	1,175
株式会社みずほ銀行	775

## II. 株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 32,600,600株（うち自己株式 20,715株）  
（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が前期末比600株増加しております。
3. 株 主 数 9,050名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サ ノ ヤ ス 共 栄 会	2,989,500	9.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口）	2,145,000	6.58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,425,000	4.37
ス ト ラ ク ス 株 式 会 社	1,402,000	4.30
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,123,000	3.45
住 友 商 事 株 式 会 社	1,000,000	3.07
住 石 マ テ リ ア ル ズ 株 式 会 社	920,000	2.82
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	844,800	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	679,200	2.08
野村信託銀行株式会社（投信口）	661,700	2.03

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 田 孝		サノヤス造船(株) 代表取締役社長
代表取締役専務執行役員	山 本 周 平	企画部担当 兼 システム企画部担当 兼 レジャーグループ担当	サノヤス造船(株) 代表取締役
代表取締役専務執行役員	北 川 治	総務部担当 兼 法務部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 ものづくり・安全推進部担当 兼 陸上グループ担当 兼 システム企画部副担当	サノヤス造船(株) 代表取締役
取締役	倉 持 貴 好		サノヤス造船(株) 代表取締役
取締役常務執行役員	松 本 裕 之	人事部担当	
取締役常務執行役員	小 島 孝 夫	東京中央支社長 兼 東京中央支社総務部長	サノヤス建機(株) 代表取締役社長
取締役常務執行役員	渡 邊 義 則	東京支社長 兼 東京支社総務部長	
取締役	中 藤 達 志		
取締役	伊 達 章 人		
取締役	谷 口 哲 郎		
取締役	森 薫 生		高麗橋中央法律事務所所長(弁護士) (株)関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 岩井コスモ証券(株) 社外監査役
取締役	南 知 恵 子		神戸大学大学院経営学研究科 教授
常勤監査役	前 野 嘉 孝		
常勤監査役	松 田 武 郎		
監査役	中 尾 誠		
監査役	山 田 茂 善		太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO

- (注) 1. 取締役 谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中尾 誠及び山田茂善の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山田茂善氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 森 薫生及び南 知恵子の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
5. 監査役 山田茂善氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
6. 取締役 谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子並びに監査役 中尾 誠及び山田茂善の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 2017年6月23日開催の第6期定時株主総会において、新たに中藤達志、伊達章人及び南 知恵子の各氏が取締役に選任され就任いたしました。

- (注) 8. 2017年6月23日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって、落合 諒及び衛藤博司の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 2017年6月23日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって、前野嘉孝氏は任期満了により取締役を退任し、同株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
10. 2017年6月23日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって、桐野恭至及び平野豊三郎の両氏は辞任により監査役を退任いたしました。
11. 南 知恵子氏は職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は西岡知恵子氏であります。
12. 当期中（前期の事業報告作成日以降）に監査役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線\_\_は変更部分を示します。)

氏 名	変更年月日	変 更 前	変 更 後
中 尾 誠	2017年6月27日	SMBCセンターサービス(株) 代表取締役会長	

13. 2018年4月1日以降に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線\_\_は変更部分を示します。)

氏 名	変更年月日	変 更 前	変 更 後
上 田 孝	2018年4月2日		サノヤスMTG株式会社 代表取締役社長
山 本 周 平	2018年4月1日	代表取締役専務執行役員 企画部担当 兼 システム企画部 担当 兼 レジャーグループ担当	取締役
北 川 治	2018年4月1日	代表取締役専務執行役員 総務部担当 兼 法務部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 ものづくり・安全推進部担当 兼 陸上グループ担当 兼 システム 企画部副担当	代表取締役専務執行役員 総務部担当 兼 法務部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 企画部担当 兼 システム企画部 担当
	2018年4月2日		サノヤスMTG株式会社 代表取締役
松 本 裕 之	2018年4月1日	取締役常務執行役員 人事部担当	取締役専務執行役員 人事部担当
小 島 孝 夫	2018年4月1日	取締役常務執行役員 東京中央支社長 兼 東京中央支 社総務部長	取締役
渡 邊 義 則	2018年4月1日	取締役常務執行役員 東京支社長 兼 東京支社総務部 長	取締役

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	15名	86百万円
監 査 役	6名	28百万円
合 計 (うち社外役員)	21名 (6名)	115百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、当期において費用計上したストックオプションによる報酬額3百万円を含んでおります。

## 3. 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地 位	氏 名	出席の状況 (出席回数)	発 言 の 状 況
取締役	谷 口 哲 郎	取締役会13回中13回	企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
取締役	森 薫 生	取締役会13回中13回	弁護士としての専門的な識見と幅広い経験に基づいた助言、提言を行っております。
取締役	南 知 恵 子	取締役会10回中10回	大学教授としての専門的な知識と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
監査役	中 尾 誠	取締役会13回中13回	企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
		監査役会13回中13回	
監査役	山 田 茂 善	取締役会13回中13回	公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験に基づいた助言、提言を行っております。
		監査役会13回中13回	

- (注) 取締役 南 知恵子氏は、2017年6月23日開催の第6期定時株主総会において、新たに社外取締役に選任され就任いたしましたので、2017年6月23日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

## 4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 谷口哲郎、森 薫生及び南 知恵子並びに社外監査役 中尾 誠及び山田茂善の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

## IV. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 報酬等の額

#### ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

37百万円

#### ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当期の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社のうち、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,503</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,269</b>
現金及び預金	23,019	支払手形及び買掛金	12,044
受取手形及び売掛金	14,235	短期借入金	4,630
商品及び製品	222	1年内返済予定の長期借入金	4,231
仕掛品	1,330	未払法人税等	72
原材料及び貯蔵品	654	前受引当金	3,757
繰延税金資産	24	保証工事引当金	464
その他の	3,040	保注工事損失引当金	253
貸倒引当金	△23	受り一の	5,210
<b>固定資産</b>	<b>25,143</b>	その	95
(有形固定資産)	(15,993)	<b>固定負債</b>	<b>21,931</b>
建物、ドック船台及び構築物	7,341	長期借入金	13,689
機械装置、運搬具及び工具器具備品	3,358	繰延税金負債	1,009
土地	4,980	固定資産撤去費用引当金	2,373
建設仮勘定	313	退職給付に係る負債	59
(無形固定資産)	(868)	退職給付を除く	4,309
のれん	426	その	445
ソフトウェア	409	<b>負債合計</b>	<b>54,201</b>
その他の	31	<b>純資産の部</b>	
(投資その他の資産)	(8,281)	<b>株主資本</b>	<b>10,453</b>
投資有価証券	6,715	資本金	2,538
長期貸付金	538	資本剰余金	564
繰延税金資産	190	利益剰余金	7,356
退職給付に係る資産	273	自己株	△5
その他の	662	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,950</b>
貸倒引当金	△98	その他有価証券評価差額金	3,274
<b>資産合計</b>	<b>67,647</b>	繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△31
		退職給付に係る調整累計額	△290
		<b>新株予約権</b>	<b>42</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,446</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>67,647</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		47,455
売上原価		45,736
販売費及び一般管理費		1,719
営業損失(△)		4,880
営業外収益		△3,160
受取利息及び配当金	132	
その他	224	356
営業外費用		
支払利息	294	
その他	47	341
経常損失(△)		△3,145
特別利益		
保険金の収入	111	
その他	163	274
特別損失		
減損	1,247	
その他	113	1,361
税金等調整前当期純損失(△)		△4,232
法人税、住民税及び事業税	140	
法人税等調整額	△113	27
当期純損失(△)		△4,260
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△4,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,741</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,724</b>
現金及び預金	2,053	短期借入金	5,350
売掛金	2	1年内返済予定の長期借入金	3,012
原材料及び貯蔵品	2	未払金	280
未収入金	489	未払費用	13
前払費用	27	未払法人税等	6
その他の	165	賞与引当金	42
<b>固定資産</b>	<b>20,291</b>	その他の	18
(有形固定資産)	(75)	<b>固定負債</b>	<b>5,838</b>
建物	20	長期借入金	5,485
車両運搬具	2	繰延税金負債	3
工具器具備品	39	退職給付引当金	330
建設仮勘定	12	資産除去債務	10
(無形固定資産)	(153)	その他の	8
借地権	15	<b>負債合計</b>	<b>14,562</b>
電話加入権	0	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	137	<b>株主資本</b>	<b>8,428</b>
(投資その他の資産)	(20,062)	資本金	2,538
関係会社株式	18,731	資本剰余金	7,612
長期貸付金	1,001	資本準備金	1,110
長期前払費用	23	その他資本剰余金	6,501
前払年金費用	6	<b>利益剰余金</b>	<b>△1,717</b>
その他の	299	その他利益剰余金	△1,717
<b>資産合計</b>	<b>23,033</b>	繰越利益剰余金	△1,717
		<b>自己株式</b>	<b>△4</b>
		新株予約権	42
		<b>純資産合計</b>	<b>8,470</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,033</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		172
一 般 管 理 費		740
営 業 損 失 (△)		△567
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14	
そ の 他	0	14
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
そ の 他	1	137
経 常 損 失 (△)		△690
特 別 利 益		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	50	50
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,029	
減 損 損 失	88	
そ の 他	0	1,118
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,758
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△41
法 人 税 等 調 整 額		0
当 期 純 損 失 (△)		△1,717

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

サノヤスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 一 男	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦 隆 晴	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

サノヤスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井一男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制・監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月11日

サノヤスホールディングス株式会社	監査役会
常勤監査役	前野嘉孝 ㊟
常勤監査役	松田武郎 ㊟
監査役（社外監査役）	中尾誠 ㊟
監査役（社外監査役）	山田茂善 ㊟

(注) 監査役 中尾 誠及び山田茂善は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

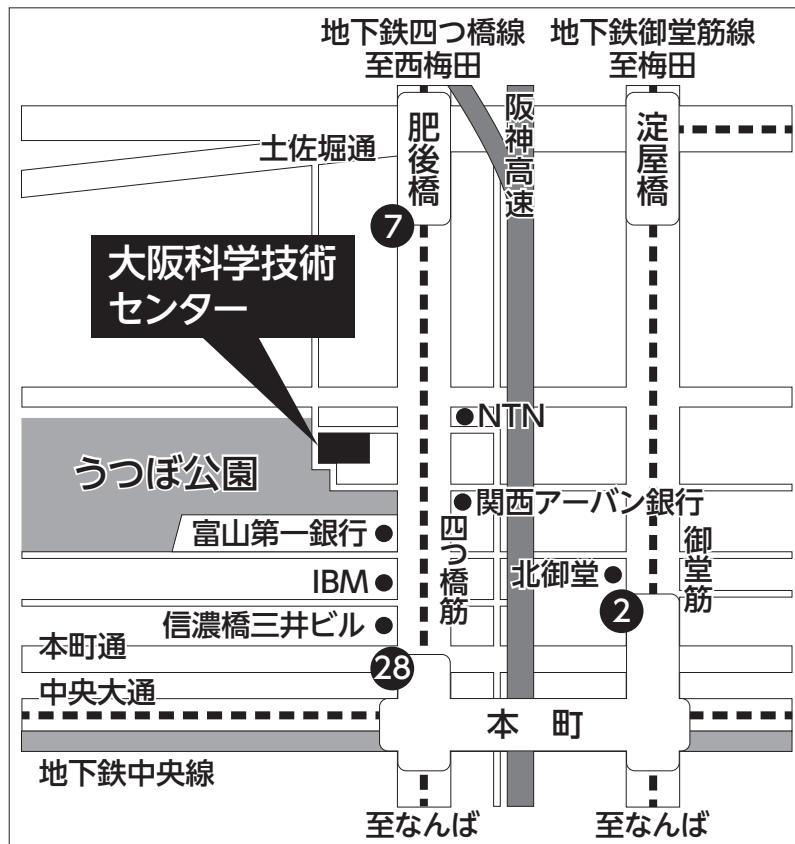






# 会場ご案内図

会場：大阪市西区靱本町一丁目8番4号  
大阪科学技術センター  
8階「大ホール」



- 地下鉄／四つ橋線「本町駅」(28番出口)から徒歩約5分  
御堂筋線「本町駅」(2番出口)から徒歩約8分  
四つ橋線「肥後橋駅」(7番出口)から徒歩約6分

\*ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。